資料4

船内診療所の新規指定について

船内診療所は、船内に開設された診療所で、船員保険加入者が保険診療を受けるために、船舶所有者（開設者）からの申請に基づき全国健康保険協会（船員保険部）が指定するものである（船員保険法第53条第６項第２号、全国健康保険協会運営規則第９条）。

現在、指定している船内診療所は「関鯨丸診療所」 の１か所※である。今般、船舶所有者より、クルーズ船「MITSUI OCEAN SAKURA（三井オーシャンサクラ）」を日本船籍として新たに運航することに伴い、同船内に診療所を開設するため、船内診療所の新規指定に係る申出を受け付けた。

船内診療所の新規指定については、全国健康保険協会運営規則第９条の規定により、船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経ることとされているため、以下の船内診療所の新規指定の可否についてご審議いただきたい。

※（参考）船内診療所の１か所は以下のとおり。
●関鯨丸診療所　　⇒　令和６年９月17日付で全国健康保険協会船員保険部長が指定を通知

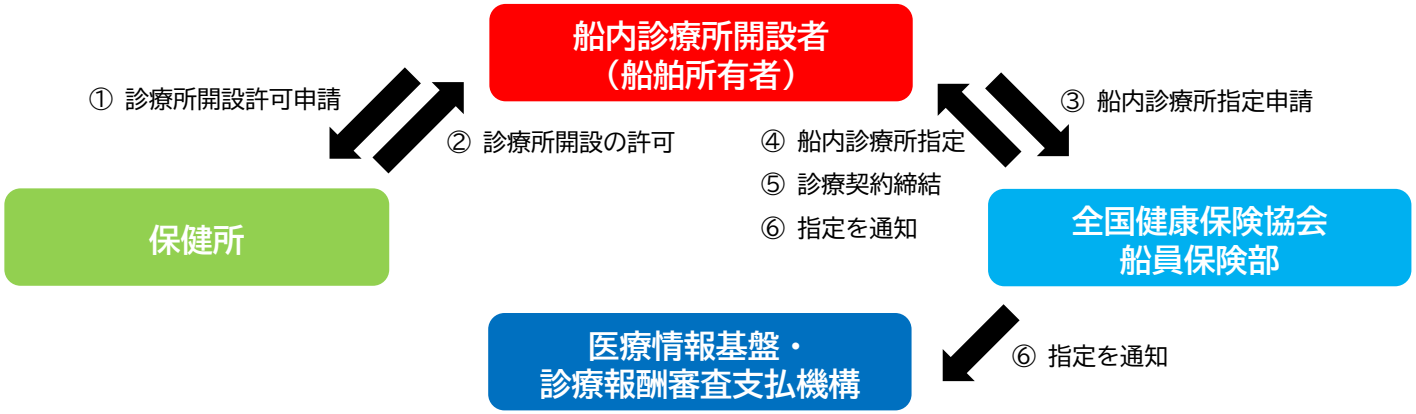
【船員保険法（抜粋）】
第53条　被保険者又は被保険者であった者の給付対象傷病に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。１ 診察　２ 薬剤又は治療材料の支給　…（略）
第６項　第１項第１号から５号までに掲げる給付を受けようとする者は…（略）、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから…（略）、同項第１号から第５号までに掲げる給付を受けるものとする。
第２号　船員保険の被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、協会が指定したもの。
【全国健康保険協会運営規則（抜粋）】
第９条　協会が、船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第53条第６項第２号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

【船内診療所新規指定概要】

船内診療所名称	：	MITSUI OCEAN SAKURA診療所（旅客船「MITSUI OCEAN SAKURA」船内）
所在地（船舶所有者）	：	東京都千代田区霞が関三丁目８番１号
開設者（船舶所有者）	：	商船三井クルーズ株式会社
開設の目的	：	船内乗組員の診察および救急処置等
利用者の範囲	：	船員保険加入者（船員）のみ
従業者定員	：	３名　※医師（管理者）１名、看護師２名
診察室等の面積	：	（診察室）8.7㎡　（第１処置室）11.7㎡　（第２処置室）10.3㎡ （Ｘ線診療室）6.9㎡　（待合室）10.3㎡　（隔離室）11.5㎡　等
病床数	：	０床　※別途隔離室に療養用ベッドあり
診療所開設許可	：	取得済（東京都千代田区保健所にて令和８年９月１日付で許可）


【旅客船「MITSUI OCEAN SAKURA」外観】

【新規指定に係る事務手続きの流れ（参考）】



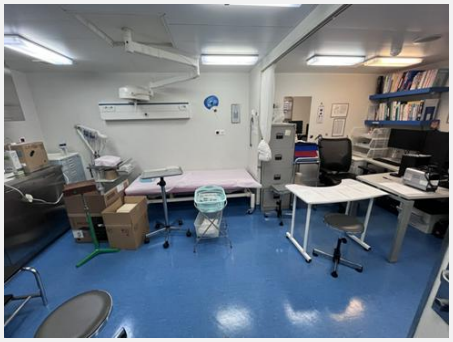
【新規指定基準等の確認に係る現地確認について】

船内診療所の指定については、「船内診療所に関する船員保険法第28条第３項第２号の規定による指定について（昭和32年７月22日 保発第66号 都道府県知事宛 厚生省保険局長通知）」により、「船内診療所を船員保険法第28条第３項第２号の規定に基づいて指定する基準」が示されている。

本通知に基づき、MITSUI OCEAN SAKURA船内の診療所の設備等について令和８年９月４日に現地確認を実施し、特段の問題がないことを確認した。

≪MITSUI OCEAN SAKURA船内診療所の様子≫

①



②



③



④



⑤



↑　左から、① 診察室および処置室、② 薬品庫、③ 対動揺用器具、④ Ｘ線診療室、⑤ 療養用ベッド

【船員保険部の意見（総評）】

当該船内診療所は、専ら船内乗組員（被保険者）の診療のみを行う想定のため、保険者指定医療機関として指定することに何ら支障はなく、診療所としても保健所の開設許可を受けており、設備・環境についても、開設目的を果たすに十分なものであると考える。また、洋上および岸壁等における通信状況も良好である旨を確認しており、レセプト請求も毎月行える状況にあると判断する。

以上のことを踏まえると、MITSUI OCEAN SAKURA診療所を船内診療所として指定することに特段の異論はなく、妥当と判断する。

【新規指定までのスケジュール（案）】

- 船員保険協議会意見聴取　令和８年11月16日（月）
- 運営委員会付議　令和８年12月２日（水）
- 診療契約締結
- 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への通知　令和９年１月
- 保険診療開始